

愛・道路パートナーシップ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）の清掃・美化活動について活動団体（以下「実施団体」という。）を支援し、以て道路を中心とした快適な地域環境の維持向上およびボランティア活動の活性化を図ることを目的とする。

(市町村との連携)

第2条 道路管理者の各建設事務所長（以下「所長」という。）は、愛・道路パートナーシップ事業（以下「事業」という。）を実施するときは、当該道路区間の存する地元市町村と制度に関する覚書を締結する。

(実施団体の資格)

第3条 県管理道路の実施団体になることを希望する者は、その地域を管轄する所長に実施団体認定申請書を提出する。（様式1）

- 2 実施団体認定申請書を提出できる者は、県管理道路において清掃・美化活動のボランティア活動を行い、また、行おうとする自治会、町内会、商工会等の地域住民団体、個人又は企業の従業員の団体とする。

(認定及び協定)

第4条 実施団体から認定申請書を受理した所長は、市町村長に意見を聞き、審査のうえ適當と判断した場合は実施団体を認定する。

- 2 実施団体を認定するときは、認定証を交付する。（様式2）
- 3 認定後は、速やかに事業に関する協定を締結する。

(清掃用具等)

第5条 所長は、実施団体に対して清掃用具等を貸与・支給する。

(表示板)

第6条 所長は、実施団体の希望により、その氏名等を記載した表示板を対象区間内の管理上支障のない位置に設置することができる。

(保険)

第7条 ボランティア活動保険は、道路管理者の負担とする。

(助言と勧告)

第8条 所長及び市町村長は、実施団体の活動に対して必要な助言及び勧告ができる。

(知事への報告)

第9条 所長は、実施団体認定申請書、活動計画書、活動報告書及び事故発生報告書を受理したときは、速やかに知事に報告する。

(認定の取り消し)

第10条 所長は、次の場合実施団体の認定を取り消すことができる。取り消すときは、文書をもって通知する。

- (1) 実施団体が認定の取り消しを申し出た場合
- (2) 実施団体としてふさわしくないと認められる場合
- (3) 道路の維持管理上必要な場合

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。